

公示番号：180523

国名：モンゴル

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：モンゴルにおける家畜原虫病の疫学調査と社会実装可能な診断法の開発プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月下旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月16日（水）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	畜産・家畜衛生分野の各種評価調査
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

モンゴルでは、290万人の人口に対し4000万頭を超える家畜が飼養され、畜産が重要な産業となっている。全就労人口の33%が農畜産業に従事し、その内の約8割が畜産を営んでいるが、殆どの畜産農家が遊牧生活を営む零細経営であり、生産性や収益性の低さが課題となっている。

家畜の生産性や収益性向上の為には家畜疾病対策が重要である。モンゴルにおける家畜疾病対策に関しては、伝染性の高いブルセラ症や口蹄疫などの感染症に対する診断・予防・治療法については、我が国を含めたドナーによる協力などを通じて知見が蓄積され、地方の獣医ラボでも、独力である程度の診断と治療が実施できる水準となってきた。一方で、家畜原虫病については、モンゴル国内での分布や被害の実体が明らかになっていない。2008年から2010年にかけてモンゴル国立農業大学（現在は、「モンゴル国立生命科学大学」に名称変更）獣医学研究所が全国規模で実施したウマのピロプラズマ病に関する疫学調査によると、原虫病に感染したウマの割合が平均で35%程度に達している事が判明し、原虫病対策の必要性が浮き彫りとなった。家畜原虫病に感染した家畜は健康障害により継続的に生産性が悪化するだけでなく、モンゴルの冬期の極端な低温、雪害による飼料不足を乗り越えることが出来ず死亡するケースも多いとされ、原虫病への対応は、生産性の高い牧畜業の実現のために不可欠である。

モンゴルの主要家畜は「ウシ、ウマ、ヤギ、ヒツジ、ラクダ」であるが、これらの家畜について、全国規模の疫学調査を通して原虫病の実態を解明するとともに、牧野のような施設設備の全く無い場所であっても実施可能な簡易迅速診断法の開発に資する研究の実施が求められている。また、モンゴルでの家畜疾病対策は、家畜の健康状態を良好に保ったうえで生産性や収益性の向上を目指すため重要である。

そこで、JICAは2013年10月に詳細計画策定調査団を派遣し、モンゴル国政府関係者と協議を行い技術協力プロジェクト（科学技術）「モンゴルにおける家畜原虫病の疫学調査と社会実装可能な診断法の開発プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の枠組みを決定し、2014年1月にR/Dを締結した。本プロジェクトは、日本とモンゴルの共同研究による疫学調査および簡易迅速診断法の開発を通じて、獣医学研究所の家畜原虫病（トリパノゾーマ病、ピロプラズマ病）の早期摘発および予防・対策のための研究開発能力の向上に寄与するもので、2014年6月より2019年6月まで5年間の予定で実施している。

本プロジェクト協力期間の中間時点となる2016年8月に実施した中間レビュー調査の結果、プロジェクトメンバーによる積極的な活動実施及び地方獣医師の協力によ

り、3つの成果についてもほぼ計画通りの進捗が確認され、5項目評価も概ね高い評価となった。

今回実施する終了時評価調査は、2019年6月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を確認・評価し、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019年1月下旬～2月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、中間レビュー報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関（モンゴル国立生命科学大学獣医学研究所）、その他モンゴル側関係機関、他ドナー（国際獣疫事務局（OIE）等））に対する質問票（英文）を提案する。
- ④勉強会及び対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2019年2月上旬～2月下旬）

- ①JICAモンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③モンゴル側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びモンゴル側評価団員等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びモンゴル側評価団員等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

⑨現地調査結果の JICA モンゴル事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2019年2月下旬～3月中旬)

①評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を提案する。

②帰国報告会に出席する。

③終了時評価調査報告書 (和文) について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

評価報告書 (英文)、担当分野に係る終了時評価調査報告書 (案) (和文)、評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を参考資料として添付して提出することとし、電子データをもって提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ウランバートル⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2019年2月3日～2019年2月23日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1～2週間先行して現地業務開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAモンゴル事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 団員等の調査期間については、

職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

必要に応じて、英語⇄モンゴル語または日本語⇄モンゴル語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じてアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

必要に応じて、プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8418）にて配布します。

・ PDM（最新版）

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ モンゴル国モンゴルにおける家畜原虫病の疫学調査と社会実装可能な診断法の開発プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019051.html>

・ モンゴル国モンゴルにおける家畜原虫病の疫学調査と社会実装可能な診断法の開発プロジェクト中間レビュー調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030538.html>

③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモンゴル事務所及び在モンゴル日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡

が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上